

2016年9月30日

法務省民事局参事官室 御中

民法の成年年齢の引下げの施行方法に関する意見

(テキカクショウヒシャダンタイ ヒエイリカツドウホウジン ショウヒシャシエンキコウフクオカ)

氏名 適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者支援機構福岡
理事長 朝見 行弘
住所 〒812-0011
福岡市博多区博多駅前1丁目5番1号博多大博通ビルディング8階
電話 092-432-2330
電子メールアドレス info@cso-fukuoka.net

意 見

第1 はじめに

本意見募集は、平成21年（2009年）10月、法制審議会が法務大臣に対して行った「民法が定める成年年齢を18歳に引き下げるのが適当である。」とする答申（以下、「法制審議会平成21年答申」という。）を受け、その引下げの施行方法についての意見を求めるものである。

しかし、法制審議会平成21年答申は、その前提として、「現時点で引下げを行うと、消費者被害の拡大など様々な問題が生じるおそれがあるため、引下げの法整備を行うには、若年者の自立を促すような施策や消費者被害の拡大のおそれ等の問題点の解決に資する施策が実現されることが必要である。」としたうえ、「民法の定める成年年齢を18歳に引き下げる法整備を行う具体的時期については、関係施策の効果等の若年者を中心とする国民への浸透の程度やそれについての国民の意識を踏まえた、国会の判断に委ねるのが相当である。」と述べている。ところが、本意見募集は、法制審議会平成21年答申に示された民法の定める成年年齢を18歳に引き下げる法整備を行う状況が整ったことを前提として、その「施行方法」についての意見を求めるものであり、適切性を欠くものであると言わざるを得ない。

当機構は、民法の定める成年年齢を18歳に引き下げるについて消極的な立場に立つものであり、本意見募集に応じることは、その前提となる民法の定める成年年齢を18歳に引き下げる法整備を行う状況が整ったことを是認することを意味するものではない。当機構は、民法の定める成年年齢を18歳に引き下げるについて否定的な立場に立つことを再確認するとともに、本意

見募集に先立って、民法の定める成年年齢を18歳に引き下げる法整備を行う状況が整ったか否かについての意見を求めるべきであったことを指摘したうえで、以下のとおり意見を述べる。

第2 意見の趣旨と理由

1 民法の定める成年年齢を18歳に引き下げるのことについて

(1) 意見の趣旨

民法の定める成年年齢を18歳に引き下げるのことについては引き続き慎重に検討すべきである。

(2) 意見の理由

法制審議会平成21年答申は、民法の定める成年年齢を18歳に引き下げる法整備を行う前提として、「現時点で引下げを行うと、消費者被害の拡大など様々な問題が生じるおそれがあるため、引下げの法整備を行うには、若年者の自立を促すような施策や消費者被害の拡大のおそれ等の問題点の解決に資する施策が実現されることが必要である。」と指摘しているが、消費者庁が内閣府消費者委員会に対し、「民法の成年年齢が引き下げられた場合、新たに成年となる者の消費者被害の防止・救済のための対応策について（意見聴取）」（消政策第431号）を発したのは、平成28年（2016年）9月1日のことであり、民法の定める成年年齢を18歳に引き下げることによる消費者被害に対する施策については、これから検討が始まるところであり、施行方法についての意見を求める本意見募集は、法制審議会平成21年答申と矛盾するものであり、このような意見募集は、内閣府消費者委員会の答申がなされ、消費者庁において法制度の改正等の具体的施策が示された後に行うべきものである。

2 改正法の施行時期について

(1) 意見の趣旨

「別に法律で定める日から施行する。」と附則で定め、「別に法律で定める日については、この法律による成年年齢の引下げにより新たに成年となる者の消費者被害の防止・救済のための対応策を講じたうえで、その実施状況を勘案して定めるものとする。」とすべきである。

(2) 意見の理由

すでに再三述べたように、法制審議会平成21年答申は、民法の定める成年年齢を18歳に引き下げる法整備を行う前提として、「現時点で引下げを行うと、消費者被害の拡大など様々な問題が生じるおそれがあるため、引下げの法整備を行うには、若年者の自立を促すような施策や消

費者被害の拡大のおそれ等の問題点の解決に資する施策が実現されることが必要である。」と指摘しており、この指摘を尊重するならば、仮に民法の定める成年年齢を18歳に引き下げる法整備を行う場合であっても、その改正法の施行は、この法律による成年年齢の引下げにより新たに成年となる者の消費者被害の防止・救済のための対応策にかかる実施状況を踏まえてなされるべきであり、その趣旨を施行時期にかかるものとして附則で定めるべきである。

なお、この施行時期については、この法律の公布後5年程度を目途とする旨の定めを置くことも考えられる。

3 質問事項1～4について

(1) 意見の趣旨

質問事項1～4において提起されている問題については、民法の定める成年年齢を18歳に引き下げるによって新たに成年となる者の消費者被害の防止・救済のための具体的対応策が示された後において改めて検討すべきである。

(2) 意見の理由

民法の定める成年年齢を18歳に引き下げるによって新たに成年となる者の消費者被害の防止・救済のためにどのような対応策が講じられるのかが不明確である段階において、これらの問題を論じることが適切であるとは考えられない。

以上